建築物エネルギー消費性能誘導基準・低炭素建築物の認定基準の見直しについて

○ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準及びエコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準では、現在、省エネ基準を超える水準の省エネ性能を求めているが、ZEH・ZEB水準には満たないものとなっている。

○ 本年10月（予定）に、**求める省エネ性能をZEH・ZEB水準に引き上げる**とともに、低炭素建築物の認定基準については、**再生可能エネルギーの導入を要件化**。

＜現行＞

	住宅	建築物
省エネ性能に係る要件	省エネ基準を超える水準 （省エネ基準外皮、BEI≦0.9）	省エネ基準を超える水準 （BEI≦0.8（誘導基準）/0.9（低炭素基準））
その他の要件※2 （低炭素基準のみ）	低炭素化に資する措置 （８つの措置※1のうち２項目以上）	低炭素化に資する措置 （８つの措置※1のうち２項目以上）

※１： ①節水に資する機器（便器、水栓など）の設置、 ②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置、 ③HEMS又はBEMSの設置、④再生可能エネルギーと連携した蓄電池の設置、 ⑤一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施、 ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置、⑦木造住宅又は木造建築物である、⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用

※２：建築物の総合的な環境影響評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、エコまち法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものは、その他の要件に適合。

＜令和４年１０月（予定）～＞

	住宅	建築物
省エネ性能に係る要件	ZEH水準 （強化外皮、BEI≦0.8）	ZEB水準 （用途に応じてBEI≦0.6～0.7※3）
その他の要件※2 （低炭素基準のみ）	再生可能エネルギーの導入 （戸建：一定以上※4、共同：導入容量問わない） 低炭素化に資する措置 （９つの措置※5のうち１項目以上）	再生可能エネルギーの導入 （導入容量問わない） 低炭素化に資する措置 （９つの措置※5のうち１項目以上）

※３：外皮性能に関する基準は現行と同じ。

※４：省エネ量と創エネ量の合計が基準一次エネ消費量の１/2以上となること

※５：V2Hのための充放電設備の設置を追加